

## 行政常任委員会

令和3年12月10日（金）

午前11時14分開 会

○南委員長　それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

午前中、教育委員会で終わりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、教育長のほうから一言。

○出口教育長　おはようございます。

教育委員会でございます。

ただいまから、議案第64号、尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正についてと、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決についてのうち、教育委員会分について御説明を申し上げます。

そして、報告が1件ございますので、担当課長のほうから御説明申し上げます。

どうぞよろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○南委員長　ありがとうございます。

それでは、議案第64号、尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○森下教育総務課長　教育総務課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第64号、尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について御説明いたします。

条例一部改正（案）新旧対照表1ページを御覧ください。通知します。

今回の改正案につきましては、奨学金の利用が減少傾向にある中、現在の尾鷲奨学金をより利用しやすい制度とするため、尾鷲市奨学金貸与選考委員会及び教育委員会でも御審議いただき、県内市町の貸与額の状況なども参考とし、奨学金の貸与額を現行額とそれぞれ年額6万円増額した貸与額の選択制とするものでございます。

内容といたしましては、第4条の貸与額を、1、大学、短期大学、専修学校に在学する者、1人年額30万円又は36万円、2、高等専門学校に在学する者、1人年額18万円又は24万円、3、高等学校に在学する者、1人年額12万円又は18万円とするものでございます。

他市町の状況につきましては、資料1を御覧ください。通知いたします。

貸与額の改正案といたしましては、現在、県内で医療系の奨学金を除いた奨学金

貸与を実施している市町は、12市町ございます。

大学生の場合の貸与額の現状は御覧のとおりで、8市町が尾鷲市の年額30万円よりも貸与額は高くなっております。このような他市町の状況や今後の奨学金の返還に係る負担などを考慮して、尾鷲市奨学金貸与選考委員会及び教育委員会でも御審議いただき、学生がより奨学金を利用しやすくなるように、奨学金の貸与額を現行額とそれぞれ年額6万円増額した貸与額の選択制とするものいたしました。

次に、今回、議案に提出いたしました尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正についてのほか、2点の改正につきまして、奨学金貸与選考委員会及び教育委員会で御審議いただき、承認されましたものがございますので、御報告させていただきます。

まず初めに、奨学金の貸与規則の償還免除の改正につきまして、現在の規則では御覧のとおり、卒業した日の属する月から起算して6か月以内の期間に本市に居住し、本市において漁業、林業、農業等の地場産業、又は民間事業所等に5年間継続して従事した者に対して、市長は償還の全部を免除することができるとなっているものを、奨学金の償還開始までの1年以内に期間を延長しまして、尾鷲市に帰ってきてもらうきっかけの一つになるよう、償還免除の条件を緩和するものでございます。

次ページを御覧ください。

奨学金の貸与選考時の収入基準額につきましても、これまで日本学生支援機構の収入基準額に準じておりましたが、今年度、新型コロナウイルス感染症対策として追加募集を行った際の2割程度額を引き上げた収入基準額を令和4年度も適用して、貸与条件の緩和をするものでございます。

以上のように、尾鷲市奨学金貸与について貸与額を増額し選択制とすることや、償還免除になる期間の延長及び収入基準の緩和により、尾鷲市奨学金制度の活用を促進していきたいと考えております。

以上が、議案第64号、尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正についての御説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○南委員長　　ありがとうございます。

奨学金の一部改正とそれに伴う規則の改正の説明をしていただきました。

御質疑のある方、御発言をお願いします。

○村田委員　　この奨学金については、よう上げてくれたなという感じはいたしますけれども、この上げ幅が少ないのではないかなと私いつも思うんですね。

毎年の動向を見ておりますと、募集人員全員が参加をされたというようなことは

ないんですね。どうして奨学金をもらう人が少ないのかなというようなことを、私も一遍議長のとときに委員会に審議会に参加をして、議論をさせていただきましたけれども、このままいくと、今回6万円の増額ということですが、これ、今、この資料を見ていくと、熊野市なんかは年額60万ですか、やっているんですね。それから見ると尾鷲市、随分とその辺の奨学金の金額というのは少ないなど感じるんですが、その辺のこの6万円を上げた設定をした基準ですね、根拠、その辺をまずお示しをいただきたいと思いますが。

○森下教育総務課長　金額につきましては、先ほど説明させていただいたように、他市町の状況も見させていただいて、一番多いのが36万円というところも、まず1点ございました。

そのほか、奨学金の貸与額については6万円増額した場合、年間36万円となります。これは4年間で貸与総額が144万円、それから、償還に係る期間というのが尾鷲市の場合ですと8年間になっておりまして、そうすると1年間の返還金額が18万円と、それを月割りに計算しますと1か月1万5,000円程度の返還になる。この1万5,000円程度が貸与を受けた学生が就職後、返還を行う際に負担する額としては、滞納せずに返還できる額としてはそれ相当の額ではないかということで、判断させてもらいました。

奨学金を利用していただいている方は、ほかの奨学金と併用して使っているという方もあると思われまので、そういったものを合わせると、二つ借りるとさらに負担も大きくなってしまいうことで、尾鷲市としてはこれぐらいの額の貸与が適当ではないかということで、今回、選考委員会のほうでも審議させていただいて、決定させていただいたという経緯がございます。

○村田委員　よく分かりました。

しかし、返還期間が8年間と言われますけれども、それで計算すると大体月1万5,000円ぐらいだということになりますけど、しかし、それ、返還期間を延ばせばいいことでしょうか、別に。貸与額を多くして、返還の期間を延ばしたらええことでしょうか。

そういうやっぱり私は教育委員会だけじゃなくて、ちょっと柔軟性に欠けるんですね。何でもかんでもしゃくし定規に考えるよりも、やっぱり特に奨学金なんていうのは子供たちを学校へ行って学ぶための費用なんですから、ですからその辺のところを重視しないと。

尾鷲市のUターン、Iターンというのも、どれだけ来てもらえるかも分かりませ

んよ。外で就職する人が多いかも知れませんが、もうできるだけ尾鷲で育った尾鷲の子供たちは優遇していくんだと、それが外へ行けばもう仕方ないけれども、もし幸いにして尾鷲に戻ってきたら、これ、免除の規定があるわけですから、そういう形で、返すのが多かったら期間を延ばせばいいと、もう少し行政でできる範囲でもっともっと考えていかななくてはならんんじゃないかなと。

よそがこれだけ出しているから尾鷲市もそうなんだと、ほかのいろいろな制度があるからそれも合わせていけるんじゃないかというその計算も分かる、分かるけれども、やっぱりこの奨学金をもらっても十分な額ではないんですよ。奨学金をもらおうとするのはやっぱり自分でということはないけれども、御家庭の御事情があって子供を何とか育て上げたいということで、その1年で借りるわけですから、ですからやっぱりその辺のところは尾鷲市としても優秀な子供たちを育てていくんだという理念に立てば、教育の理念に立てば、これは当然、もう少し上げてもいいんじゃないかと私は思うんですよ。その辺は、教育長、いかがでしょうかね。

○出口教育長 村田委員のおっしゃること、大変よく分かります。

そして、私たちが36万円に増額をするという決めた段階で、先ほど課長から説明させていただきましたように、他市町の状況も把握をさせていただいた。それから、大学に限って言えば、大学生の初任給が大体二十数万円ぐらいが初任給だろうと、その中で生活をしていく中で生活費、それから家賃等もある中で、やはり返していけるのが1万5,000円前後が適当なのかなということに落ち着きました。

それで、そういった中では額を上げていく、そして期間を延ばしていくということは、当然、これ、あるわけですが、それにしても月割りでいけばやはり返していく額はそれほど下がっていくわけではないので、この辺のところは妥当ではないかというところで落ち着いた次第でございます。

それから、ほかの奨学金の併用につきましては、これはかなりの方が、今、併用で御利用いただいているという状況もございます。その中で無利子のもの、有利子のもの、いろんな形がございます。給付もございます。そういうことを利用しながら、尾鷲市の場合はこの収入限度額を少し緩和したということは、これは有利子でお借りいただける方が、こちらのほうに来ていただける可能性もあるのではないかなというふうなことを考慮いたしまして、全般にいろんなところを改善していく中で何とか御利用いただければという思いで、今回の改正に至りました。

○村田委員 教育長の言われることはよく分かりますけれども、私はあんまり今のお話では納得できませんよね。それは、皆さんが教育委員も集まって全部決めら

れたことですから、ここでどうのこうのということはないですけれども、私個人の意見としては、これは納得できない。これだけの額では。

他の奨学資金制度も利用してと言いますけれども、有利子のところをこちらに来るんじゃないかなというような気持ちがあるのであれば、もっともっと奨学金を上げなきゃ駄目でしょう。

やっぱり、有利子のところへ行っておるのは何でかという、尾鷲市のこの奨学金が少ないから、これではどうにもならんからいろんな制度を利用しているわけでしょう。むしろそれを、そういったものを利用している人をここ1本でどーんと行けるんだというぐらいの、そこまでの額は無理にしても、少しでもこちらを使うことによって自分たちの御家庭が有利になるような、そういったことも考えてやっていかないと、ただ、学生の学費だけじゃなくていろんな費用がかかるわけですから、お子さんをお持ちの御家庭の親というのは、皆さんそれで御苦労なさっているんですよね。

かく言う、私も子供を大学まで行かせたときにはやっぱりそれなりの覚悟をして、家計上いろんなことを協議しながらやっていく。これ、事ほどさように、ほかの御家庭もみんな一緒だと思うんですよ。だから、しかしえらいけれども何とか大学だけは出してやりたいとか、よい高校へ行かせたいとかいう気持ち、親の一念でそういうことをしているんですから、じゃ、それに応えるように尾鷲市の行政としてもやらなきゃ駄目じゃないですか。

ほかのところがやっているから、そこそこほかのところと一緒にぐらいの程度で尾鷲市も右に倣えでやりましょう、これだったら尾鷲市の特徴が何にもないんですよ。尾鷲市は教育に力を入れると、子育てに力を入れていくと言うんならば、その辺のところもやりましょうということを、思い切った私は決断が必要だと思うんですよ。これは前々から私は思っていることなんですけれども。

ですから、やっぱりその辺のところを十分、今後、もう決まったことですからこれは認めるしかありませんけれども、今後、十分考えていただきたいな。じゃないと、尾鷲市でやっぱりいい大学に行ってやろうとしておる者が育たない、育てようと思ったら親が2倍も3倍も苦労している、そういう現状もやっぱり分かってやっていただきたいと思うんですよ。

必ずしもみんな大学に行かせて、はいはいと行かせる御家庭ばかりではないと思いますから。さりとて、子供のためだから何とか無理してでもやらせたいというのは、これが親心ですから、その辺を考えるのであれば、行政はやっぱりこの辺のと

ころやったら私は冷たいと思う。

ましてや、尾鷲市の教育というものに力を入れていくんだったら、他市に倣うんじゃないしに、他市に先んじてこれだけの額を尾鷲市はやっていますよということを見せる必要があるんじゃないかなと。それを見せることによって、尾鷲市の子供たちも、じゃ、私も大学へ行こうかというような意欲をかき立てることにも私はなると思うんですよ。

そういった総合的なことを考えてやってもらわないと、短絡的にこれは向こうも上げているから私どもも上げましょう、向こうはこれだけあるからこちらもこれだけやりましょう、これだったら何にもならんのでね。

財源が厳しいということはそれはよく存じています。身に染みて感じています。しかし、財源が厳しいからといって何でもかんでも安上がり、安上がりって語弊があるけれども、費用がかからないようにするというのは、これは大きな間違いだと思うんですよね。財源が厳しくても、つけるところにはどーんとつけるというような施策のやり方をやらないと、これはもう市長にも私は申し上げようと思っているんですけれども、そういうことを教育委員会としては、教育の理念、子育ての理念、こういったものをもう少し根底的に考え直していただきたいということ。

今もよくやってもらっていますよ、教育委員会は、よくやってもらっているのはよく分かります。ですから、私は何でもかんでも教育委員会が悪いというんじゃないくて、事このことについては、これはちょっとお粗末だなという感じがいたしますので、これはあくまでも私の私見として捉えていただきたいと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○南委員長 答弁ございませんか。

○出口教育長 確かに教育という点で、やはり学生たちが本当に伸び伸びと学習に励めるようにしていくというのは我々の務めでございます。

この奨学金につきましては、これまでももうずーっと長い間、利用者がやはりなかなか定員に満たないという状況の中で様々な改善をしてまいりました。昨年度は成績要件をいっそのこと外したらどうかということで、これも外させていただきました。そして、今回は収入制限の緩和、それから、尾鷲へ戻っていただいたときの期間の猶予、そして、僅かでございますけれども、奨学金の貸与額を選択制にして上げさせていただいたと、そういう中でこれまでもずーっと長い間かかって徐々に徐々に改善を努めてまいりましたので、今回、これで一度やらせていただいて、様子を見ながら、やはり学生たちにとってまだ不十分であるということであれば、

その次の改善を目指して考えていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○村田委員 前にも、私、審議会に参加したときに言わせていただいたんですけども、確かに応募をして募集をして、応募される方が少ないということは実態としてありますよね。それは何かという原因を突き詰めていくと、皆さんに周知徹底して知らされていないのではないかなというようにもいろいろありましたね。

しかし、これ、本音で言いますけれども、本音で言うと、奨学金というのは分かりにくいとかいうんじゃないかって、手続もさることながら、問題はその費用をどれだけ出して貸してくれるかなというところなんです。ここが一番、やっぱり親御さんからするとポイントだと思うんですよね。それと返還の時期ですね、返還方法、償還方法、これですね。

ですから、やっぱり費用の額だと思いますので、その辺をやっぱり思い切った策を打ち出していくべきではないかなと思いますので、その辺も含めて、教育長、よく分かってくれると思うんです。今後、教育委員会として十分また議論をしていただきたいなど、要望だけしておきます。よろしくお願いたします。

○南委員長 他にございませんか。

○小川委員 ちょっと関連したことなんですけれども、今、コロナ禍におきまして就職できない若い人たち、または、仕事のなくなった方たちとかいると思うんですけど、その方たちは奨学金、先ほど教育長も言われたとおり、学生支援機構でも借りていたり、両方かぶって借りている方は多いと思うんですけど、仕事をしていない方の支払いの猶予制度というのは、尾鷲市はつくっていないのでしょうか。まずお答えください。

○森下教育総務課長 奨学金の貸与規則のほうでは、償還猶予の項目として災害や負傷、失業等により償還が困難なとき、その他、特にやむを得ない状況であるときとか、そういった猶予の規定というのは設けさせていただいています。

その期間につきまして、災害とかそういった関係であれば1年以内について猶予をする。それにさらに継続する理由がある場合は、2年を限度として延長するというような形の猶予規定というのはございます。

○小川委員 ありがとうございます。

それと、国のほうでは所得連動型の給付金がありますよね。そういう制度も設けたほうがいいんじゃないかと思いますが、所得によって支払金額を変えるとか軽くしてあげるとか、学生支援機構、両方借りていて多い人は期間を延ばしてあげる

とか、そういうのもつくったほうがいいんじゃないですか、そのほうが借りやすいんじゃないでしょうか。

○出口教育長　　そういう制度もあるのは存じておりますが、まだ、うちの中でそういう検討がなされておられませんので、今後の改善の中でそういうことも可能かどうかということの検討はしていきたいと思います。

○中村委員　　何点か、すみません。

これ、次、変えられるときは何年先ですか、このまま今決まったとして。

○森下教育総務課長　　何年ごとに改正という規定はございませんので、必要に応じて変更していくという形になると思います。

○中村委員　　尾鷲市は、貸与ではなく補助金というのか、助成金というのか、所得に対して行っていかれたらもう返さんでええというような制度はないんですか。

○森下教育総務課長　　現在のところ、そういった制度はございません。

○中村委員　　教育の公正化と言うのか、金持ちの子供ばかりが高学歴になるのを避けるために、ふるさと応援基金ですか、今、約4億ぐらいあるやつの中から、ある一定の所得以下であれば、子供たちに返済するのではなくてもうあげてしまうような、全額でなくてもいいんかもしれんけど、借りて学校を出たときに借金を負わせたまま社会人にならすというのは、もうすごいハンディやと思うんですよ。

その人が将来結婚したときに、家庭を持って、まだ自分の借金を返しながら子育てするなんて、ちょっと地獄絵図やもんで、そこらについて、ふるさと応援基金の使い方というのも含めて、もしこれがその次、何年先じゃなくて毎年考えていただけるものやったら、本当に毎年ちょっと考えていただけへんかなと思います。

○南委員長　　要望ということで。

よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　他にないようでございますので、奨学金の一部条例改正についての審査を終了いたします。

引き続きまして、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決について、教育委員会所管の説明をお願いいたします。

○三鬼生涯学習課長　　議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決についてのうち、生涯学習課に関する予算について、補正予算書及び

資料に基づき御説明いたします。

補正予算書の50、51ページをお願いします。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費のうち、細目公民館管理経費50万6,000円の増額は、需用費、修繕料25万3,000円と、備品購入費25万3,000円の増額であります。

内容につきましては、資料にて御説明いたします。

資料の1ページをお願いします。

主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、分散した業務やウェブ会議などの業務のオンライン化に対応するまでの場所として、本庁舎の限られた会議室のみでは対応できないことを想定し、中央公民館におきましてLAN環境等を整備するものでございます。

予算内訳としましては、LAN配線の修繕料25万3,000円と、プロジェクター、スクリーン等の備品購入費25万3,000円であります。

続きまして、補正予算書の6ページにお戻りください。

第2表、債務負担行為補正のうち、生涯学習課に関する部分につきましては、6ページの下から6番目の尾鷲市立中央公民館エレベーター保守点検業務委託から、表の最下段の尾鷲市体育文化会館等警備業務委託までの全部で6件でございます。

内容といたしましては、中央公民館のエレベーター保守点検業務委託のほか、警備業務委託が、中央公民館、天文科学館、体育文化会館等の施設に関わる警備業務委託であります。

いずれも期間を令和4年度から令和6年度までの3年間とし、限度額の設定はそれぞれ御覧のとおりでございます。

次に、中央公民館清掃業務委託、運動場施設管理業務委託につきましては、令和4年度1年間の期間としまして、上限額をそれぞれ御覧の金額に設定するものでございます。いずれも来年4月1日からの業務を円滑に執行するために、今年度に準備することができるように設定するものでございます。

以上が、生涯学習課に係る補正予算の説明でございます。

○森下教育総務課長 続きまして、教育総務課分の債務負担行為補正の追加でございます。よろしく申し上げます。

同じく、補正予算書6ページを御覧ください。

下から7行目、九鬼・輪内地区スクールバス運行管理業務委託については、期間が令和4年度、限度額を1,419万円とするもので、こちらにつきましては、行

政常任委員会資料の資料 2 を御覧ください。通知いたします。

この業務は、九鬼・輪内地区における小中学校の通学手段の確保や、地域間交流活動などを行う際の移動手段の確保を目的としております。

業務内容につきましては、九鬼・輪内地区における小中学生の登下校時の運行や、地域間交流活動などの運行及びスクールバス 3 台の管理が主な内容になります。

令和 4 年度のスクールバス利用予定の児童・生徒数は、小学生が 26 人、中学生が 25 人となる予定です。

以上が、令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 11 号）の説明でございます。

御審議いただき御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○南委員長 68 号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、質疑がないようですので、議案第 68 号の審査を終了させていただきます。

続きまして、今、教育長のほうからその他の報告ということで、令和 3 年度の全国学力の結果と今後の取組についての説明をよろしくお願いいたします。

○植前教育総務課学校教育調整監 それでは、資料 3 になります。4 ページを御覧ください。

○南委員長 お願いします。

○植前教育総務課学校教育調整監 本調査は、令和 3 年 5 月 27 日に、小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象に実施され、その結果が 8 月末に公表されました。

尾鷲市教育委員会では、本市における児童・生徒の学力の定着状況、学習状況、生活習慣等の分析結果、今後の取組について資料のとおりまとめ、ホームページ上で公表いたしました。

公表の中身につきましては、七つの柱で構成をしております。

それでは、初めに柱の一つとして調査概要ということで、目的については記述のとおり 3 点ございます。

一つ目が、国の教育施策の成果と課題を検証し、改善を図ること、二つ目に、児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てること、三つ目に、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するというところでございます。

本市の調査対象人数として調査されたのが、小学校 6 年生 103 人、中学 3 年生

116人でございます。

調査内容は、児童・生徒に対する調査と学校に対する質問紙調査の二つでございます。

まず、児童・生徒に対する調査では、一つ目に、教科に関する調査、今回は国語、算数、中学校では国語、数学となっております。問われる内容は、基本的な知識、技能、それらを活用する能力でございます。

二つ目に、質問紙調査というのがございまして、これは学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面に関する質問紙調査でございます。

次に、学校に対する質問紙調査につきましては、これは学校における指導方法に関する取組や、学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査でございます。

二つ目の柱としまして、調査結果の取扱いに関する配慮事項と抜粋を載せてございます。これについては、調査の目的に沿って適切に取り扱うものとして、特にこの結果が序列化や過度の競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるというふうになってございます。

次の5ページを御覧ください。

三つ目の柱としまして、教科の調査結果概要でございます。

本市では、文部科学省から配布されております標準化得点換算ツールというものを使用しまして、その年の全国平均正答数を100とした場合の本市における得点状況を算出しております。

これは、学力調査の問題が毎年異なること、または、調査対象者が毎年変わることで等により平均正答率は毎年変化し、年度間の平均正答率による単純な比較はできないということで、標準化得点で表すことによって、全国的な状況との関係について年度間の変化を経年で比較することができるようにしてございます。

今年度は、小学校国語で96ポイント、算数で98ポイント、中学校、国語で96ポイント、数学で96ポイントとなっております。

小学校では、いずれの教科も全国平均正答率を下回っておりますが、算数については改善されており、昨年度調査結果からの課題分析、授業改善等の取組の成果がうかがえるということでございます。

中学校では、いずれの教科も全国の平均正答率を上回ることはできませんでした。小学校6年生の当時、平成30年度と比べると改善傾向が見られたということから、引き続きその課題を分析し、定着を図るための取組を進めていく必要がございます。

続きまして、四つ目の柱、各教科に関する調査結果の分析ということでございますが、これにつきましては、小中学校のそれぞれの教科における強みと弱みについて、県や国との差の開きがあった象徴的な問題を二つずつ掲載してございます。

6 ページを御覧ください。

例えば、弱みが見られる小学校の国語の例として、目的や意図に応じて理由を明確にしなが、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫する問題、ここに課題が見られましたので、具体的にこういう問題ですということ載せさせていただきました。

7 ページを御覧ください。

小学校算数では、課題が見られた問題として、直角三角形の面積を求める式と答えを書く問題、これについて課題が見られたということで、具体的な問題をここへ載せさせていただいております。

このように、小中学校ともに弱みとして課題となった問題を、今年度から掲載することにしました。中学校の問題につきましては、次の8 ページ、9 ページに国語が2 問、10 ページから11 ページまで数学の問題が2 問、掲載してございます。

続きまして、12 ページを御覧ください。

五つ目の柱としまして、児童生徒質問紙調査の結果から見た子どもの姿ということでございます。

これは子供たちの学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問の結果でございます。

小・中学校ともに69 問、このような質問がございましたが、そのうちここで挙げてございますのは、特に三重県の県民運動との関連項目の16 項目を示してございます。平成30 年度から今年度までの数値と県の数値との比較を掲載してございます。

12 ページは、小学校児童の質問紙調査の結果、次の13 ページ、こちらは中学校生徒の質問紙調査の結果を掲載してございます。

続いて14 ページになりますが、14 ページには児童・生徒の質問紙調査の結果から見えてくることとして特徴的なことを3 点、まとめてございます。

(1) から (3)、豊かな人間性にかかわること、家庭での生活にかかわること、学習習慣に関わることということで、白い四角が強みで、黒い四角が弱みとなっております。

本市の子供たちにおきましては、自尊感情であるとか、将来の夢や目標を持って

いる、あるいは規範意識ですね、いじめはどんなことがあってもよくないと思うと、人の役に立つ人間になりたいというようなところで非常に高い結果を示しております。あと、家庭での生活、学習習慣に関することが掲載してございます。

次に、六つ目の柱でございますが、これは学校における指導方法に関する取組や、学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問の結果を、特徴的なものを挙げてございます。これは学校に対する質問の結果でございます。

そして、最後に七つ目の柱ですが、これは尾鷲市教育委員会及び学校における今後の取組となります。（１）から次のページの最終のページの（８）までの８項目の取組を挙げさせていただきます。

ただ、先ほどの五つ目の柱にありました子供たちの学習意欲、学習方法、学習環境等々の質問のところ、この結果として挙げていない項目で特に課題となる項目が見られました。

それは、月曜日から金曜日のふだんの日、１日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム、コンピューターゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームをしますかという質問でございます。

本市の結果からは、１日３時間以上ゲームをしている児童・生徒の割合が非常に高いということが見えてきました。つまり、子供たちが帰宅してからの時間の多くがゲームなどに使われているという実態が見えてきたということでございます。

これら児童生徒質問紙調査から見られる課題と学力調査の結果と合わせて、いま一度、子供たちの生活状況全体を見直し、手を打っていく必要がございます。

教育委員会としましては、このような状況を保護者の方々、地域、学校が共有することが重要であると考えております。

そこで、年内に学力向上推進協議会、仮称でございますが、これの準備会を立ち上げ、保護者、学校、地域の３者が一体となって、この八つの取組を基本に、子供たちの基礎学力の定着及び向上の取組、生活習慣の見直し及び改善を進めてまいります。

現在、各学校に学習と生活に関するアンケートの再調査を実施し、現在の実態把握をすること、それと、家庭学習用プリントの提供を各学校に行っているところがございます。３学期には、家庭学習確立週間の取組を通して、家庭での学習習慣を確立させる取組を、家庭の協力を得ながら行っていきたいというふうに考えております。

以上、令和３年度全国学力・学習状況調査の結果の報告でございます。

○南委員長 報告事項は以上でございます。

特に報告事項ということでございますが、特に御意見のある方ございましたら。

○中村委員 少し教えてください。

この全国平均を100とするというのは、尾鷲市だけですか。

○植前教育総務課学校教育調整監 本市以外にも、こういう表記をされている市町というのはあるように聞いております。

○中村委員 これ、別に全国平均を100とされてこういう出され方をしてもいいとは思いますが、それと、もう一つ併記されて、全国平均を100としない本当の数字も出すべきやと思うんですよ。

確かに毎年、変わることはあったとしても、これ、全く分からないんですよ。全国平均がもし国語の全国平均が50点やとしたら、本市は50点にも満たない理解力になってしまって、実際、問題をこういうふうにしてわざわざ出しているんやから、自分たちの将来を担う子供たちの学力がどの程度やというのが分かることも大事やと思うんですよ。毎年変わるのも分かりますし、平均で出すということも大事やと思います。推移を見るにはね。

ただ、これ、問題を読ませていただいている、三角形の面積を分かれへん子が、例えば、これ、悪いけどやっぱり全国平均を下回るって、全国平均ということは、これが100点やったら96人、それはいいんですけど、そやから、そういうふうなのが分かる数字も併記していただくと、保護者並びに市民が自分たちの子供たちの学力がどんだけやなというのがよく分かると思いますので、ぜひその併記をお願いしたいと思います。

○植前教育総務課学校教育調整監 貴重な御意見をいただいたというふうに思っております。

そのことも含めて、今後、検討はさせていただきたい、そのように思います。

○濱中委員 学力保障に関しましては学校のほうが専門でありますから、こういったことを書かれた中で、今後、努力をされていくところは理解をいたします。

この中にある生活調査の中で、やはり最近、全国的なニュースで傾向を見ていますと、いじめの問題であったり、児童虐待の問題であったり、子供たちの心の問題に関わるようなことが出てきたときに、学校側が気づきませんでしたとかそういった傾向、分かりませんでしたというのを聞くたびに、ちょっとがっかりしておるんですね。ここには抜粋した項目ですから、ほかにどういふ……。

○南委員長 濱中委員さん、ちょっと間もなく昼の時報に入りますので、ちよっ

と中断いたします。すみません。

(休憩 午前 11時59分)

(再開 午後 0時00分)

○南委員長 続行いたします。

○濱中委員 そういったことが、ちょっと気になるようなニュースに触れることがあるので、小学校6年生であったり中学生といたしますと、ある程度自分で自己表現ができるような年齢かとは思いますが、こういったアンケートの中に、そういう心の問題であるとか家庭の問題とかがかいま見えるような設問が用意されているのかとか、あと、学校と児童相談所の連携って今はどんな形になっているのかなというのが少し気になっております。生活面の中で。その辺り御説明いただければと思います。

○植前教育総務課学校教育調整監 この全国の調査の中では、そういった心の問題に触れたような具体的な項目はございません。

ただ、学校としましては、学期に1回、最低1回のアンケートですね、いじめ等に関するアンケート、そういったものを取らせていただいていると。何よりも日頃の関係といたしますか、見取りというのがとても大事になってくるとは思うのですが、そういったことで、少しでも早く事前にキャッチできるような努力は各学校でしていただいているというふうに考えます。

あと、児童相談所との関わりについてなんですが、これについては公的な連絡会というものもやっておりますし、市が実施する連絡会、そこへそういう関係者の中に児相も来ていただいているというようなことで、そういう全校が参加してもらう、代表が参加してもらう会議はあります。

個々の個別の問題につきましては、学校のほうから児相へ向いて、直、もうダイレクトで、こういう案件があってちょっと相談に乗ってほしいというようなこととか、そういうのは今も継続してやっております。

○濱中委員 今、最後のほうでここには書き表されていない部分の説明をいただいたときに、ゲームと向き合う時間の高い割合というのを聞いたときに、やはりゲームと向かい合っているということは、やっぱり家族間での会話が割と薄れてしまうんですね。

自分も子育ての経験からすると、やはり子供と向き合う場合に、ゲームを与えておけばちっちゃいときなんかすごく楽になるというそういう経験もあるんですけれ

ども、そういった日々の子供の気持ちの変化にきちんと触れる機会を持つということは、こういった時間の使い方にも現れてくるのかなと思いながら聞かせていただきましたので、そういったあたりの分析ということを踏まえて、今後、子供たちが守れるような状態をつくってやってほしいなと思いましたが、ありがとうございました。

○南委員長　よろしいですか。

○出口教育長　今の件でございますけれども、やっぱり子供の家庭での時間の使い方というのは非常に重要になってまいりますので、今現在、学校にお願いをしていることは、ゲームの時間が多いということ、それから、家庭学習の時間が少ないということ踏まえて、今、冬休みに向けて何とか子供の生活時間をバランスの取れたものにしていただきたいということで、保護者の方々にもお願いをしながら、今、学校で冬休みの過ごし方、あるいは今の時点での時間の使い方をどう考えていくかということを経験で相談をしていただいて、つくっていただく、そして、それを子供自身が努力をする、そして実行するということが大切にならなければならない、今、取り組んでいる最中でございます。

○中里委員　今回の16ページにわたるこの調査と分析の結果から、市の教育委員会としてどう受け止めていらっしゃるでしょうか、お聞かせ願いたいです。

○出口教育長　これ、全体といたしまして、随分と課題があるということは認識をしております、ただ、今、私たちが一番重要視しているのは、先ほどから話題になっております子供の家庭の時間の使い方、これがやっぱり一番大きな課題であるというふうに考えています。

ゲームとかスマホも含めて、そういったものを使うということ、今はもう全く避けられない時代だと思うんですが、これがやっぱり長時間これに費やすということになりますと、やはり睡眠不足の問題であるとか、それから、ゲームには集中できるけれどもほかの事柄には集中がなかなかできなくなっていくとか、いわゆる子供たちの心身の健康を阻害するような一つの原因になるのではないかとこのように考えておまして、ここの部分を何とか早い時期に改善をしていきたいということで、これ、一番の今、課題というふうに思っています。

そして、もう一方では、やはり家庭の学習の問題、それもございしますが、もう一方では、やはり家庭ばかりにお願いすることではなくて、やっぱり教員の指導力のアップ、指導力をつけていくという問題も、これも大きな問題でございます。

そのために、これももう既に学校にはお話をしておりますが、何とか先生方の指

導力を改善していく、指導力の向上を図る、そういったところの取組をお願いしたいということで、この紀州には、教育支援事務所という県の事務所がございまして、そこに指導主事がおっていただいています。今、その指導主事が学校に入りながら学校の研修に入ってもらっているとか、あるいは県の学力向上推進プロジェクトチームというのがございまして、その協力も得ながら講座も開催をしたり、研修会に参加をしてもらっているようなところで先生方の指導力を上げていくと、今、大きくはその二つを柱にしながら何とかこの部分を取り組んでいきたい、それが今現在のところでございます。

○南委員長　　よろしいですか。

○内山副委員長　　すみません、お昼の時間が過ぎているのに。

これからの取組は本当に十分分かりましたので、ちょっとだけ簡単に答えていただきたいんですけど、平均点のことなんですけれども、高い点と低い点の格差があるのか、それとも、みんなが一般的にその平均点の近くなのかでちょっと対応が違って、そこだけちょっと教えてもらえませんか。

○出口教育長　　学力の分布というのは、本来でしたら真ん中付近が一番高いのが普通でございます。ところが、今の現状を見てみますと、ラクダの二こぶのような状態が見られる、そういった傾向、強い傾向ではありませんが、そういう傾向が若干見られます。

ですから、平均点の高いグループと若干低いグループとが分かれていくような、そういう状況でございますので、これを何とか、やはり学力の少し低迷をしているグループを上げていく中で標準的なこういう分布になるような、そういうところを目指していく必要があるというふうに考えています。

○内山副委員長　　ありがとうございます。

次にもう一点、すみません、小学校、中学校は2校ですけど、小学校ありますよね。人数の多いところと少ないところ、その格差はあるんですか。

○出口教育長　　大きくは格差はございません。

ただ、ごく小規模校の学校になりますと、その時々の子供たちの様子によって大きな変動がすぐ出てきますので、一概によいとか悪いとかということは、これは言えない、そういう状況でございます。

○内山副委員長　　ありがとうございます。

最後に1点だけ。

私は小学校も大事なんですけれども、小学校に上がる前の就学前の子供たち、ゼ

口歳から6歳かな、6歳までのやっぱり基礎的なことを学習に向けてつくるのが、やっぱりそれまでの子供たちやと思うんですね。

そこで、やっぱり今後、来年からの民間に任せているこども園に関して、そういうこども園のほうの内容、内容というのかな、そこにもやっぱりお考えはあるんですか。

○出口教育長 幼児教育の中におきましては、小学校できちっとした生活が送れていく、あるいは学習に取り組めるような姿勢、そういった小学校に上がっていくときの基礎的な生活力とか、そういったものを培うというのがまず基本でございまして、そのこのところはかなり重点を置いております。

その中では、これも何遍も申し上げてきましたが、やはり集団の中でそういった生活力が身についていく、そういう中で小学校に上がってもらって、小学校での学習状況にきちっとやっぱりついていけるような、そして、小学校での生活が大勢の中で生活がうまくできていけるような、そういうことを培っていくような教育内容、そういうものを認定こども園には求めております。

○内山副委員長 ありがとうございます。

実際に私たちの幼稚園のときに一番考えていたのは、子供に幼稚園のときに一体どういう力をつけてあげるのが、今後の小学校に上がったときに学習への意欲とか、そういうことをよく討論していました。

だからそういうことも含めて、もちろん生活面が基礎なんですけれども、自己肯定感をつけるような内容というのかな、中身を、そういうことも含めて検討していただきたいと思います。

そして、やっぱり学力の低下は今後の尾鷲高校の、ほとんどが尾鷲高校に上がっていくと思うんですけど、そのやっぱり学力向上というのかな、アップに上がっていくと思うので、ぜひよろしく願いいたします。

○植前教育総務課学校教育調整監 おっしゃることはよく分かりました。

ただ、就学前教育につきましては、早期教育という格好ではいたしません。それぞれ決められた教育課程がございしますので、それにのっとり、遊びの中でそういう小学校へ結びついていく基礎、基本の力をつけていくということでございしますので、そういう保育・教育要領にのりつった教育・保育の展開をしていただくというふうに考えております。

○中里委員 先ほどの教育委員長の回答なんですけれども、一番の課題が家庭学習、家庭でのゲームの問題とおっしゃっていましたが、それについて、市として具

体的にその改善としてどう取り組んでいこうとお考えでしょうか。

○出口教育長 既に、まず家庭の生活時間を律していくという点で、まずは、もう既にこれは学校にお配りをし、もう学校で準備ができたところから御家庭に配布をされていると思いますけれども、まず保護者の方々にお願いをしたいこと、それを幾つか挙げておりました、そのことについて家庭で持ち帰っていただいて、お話をさせていただくということ、まず進めております。

やはり一番大事なことは、その中では、まず令和3年度の学習状況調査で分かったことを幾つか課題として挙げております。その中ではゲームの時間やパソコンの時間が長いことが一つ、それから、健康を害することが一つ、それから、家庭学習の時間が少ないことということ、それを挙げながら、保護者の皆様をお願いをしたいこととして、大きな点として、家庭の時間の使い方を、一度家庭で御相談をいただいて、そして計画をつくり上げていただいて、それに取り組んでいただきたいというようなこと、そういうことをまず一つ重点として挙げております。

それから、家庭学習の必要性もお願いをいたしまして、家族共々、やはり御家族の御協力の下で子供がきちっとした家庭学習に取り組めるようにということで、まずお願いをいたしました。

そして、先ほど申し上げましたように、学校で子供たちの1日の生活日課について、今、家族と相談をしながらよりよいものをつくり上げていって、それに取り組むと、今現在はそういう取組をしております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、教育委員会の審査を終了いたします。

先ほど報告事項でいただいたんですけれども、できたら本当に別途で議題を上げて、委員会として開くべきだったかなと反省をしております。今後はそのように改善をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ここで昼食のために休憩をいたします。

午後は1時30分より開会いたします。

(休憩 午後 0時14分)

(再開 午後 1時30分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

総合病院、議案第71号、令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の説明をよろしくお願いいたします。

○佐野総合病院事務長　総合病院でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第71号、令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について、補正予算書及び予算説明書の内容について御説明をさせていただきます。

通知させていただきました。よろしいでしょうか。

それでは、まず、1ページのほうを御覧ください。

第1条、令和3年度尾鷲市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度尾鷲市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）患者数について、入院1日平均144人を125人に、年間延べ5万2,716人を4万5,747人にそれぞれ補正するものでございます。

第3条、予算3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部として第1款病院事業収益の既決予定額に補正予定額1億4,187万6,000円を増額し、合計44億6,265万円とするものであります。

内訳といたしまして、第1項医業収益の既決予定額から補正予定額1億8,820万9,000円を減額し、合計31億2,771万8,000円とするものでございます。

第2項医業外収益の既決予定額に補正予定額3億3,008万5,000円を増額し、合計13億3,483万2,000円とするものであります。

次に、支出の部でございます。

第1款病院事業費用の既決予定額から補正予定額1,433万5,000円を減額し、合計41億3,262万2,000円とするものです。

内訳といたしまして、第1項の医業費用の既決予定額から補正予定額4,288万5,000円を減額し、合計39億5,504万4,000円とするものです。

第2項医業外費用の既決予定額に補正予定額2,855万円を増額し、合計1億7,707万8,000円とするものでございます。

第4条、予算第4条本文括弧書中（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,217万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額105万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,112万1,000円

で補てんするものとする。)を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,195万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額210万円、当年度分損益勘定留保資金1億4,985万円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入の部として、第1款資本的収入の既決予定額から補正予定額570万円を減額し、合計9億4,541万2,000円とするものでございます。

第1項企業債の既決予定額から補正予定額570万円を減額し、合計7億3,020万円とするものであります。

支出の部としては、第1款資本的支出の既決予定額から補正予定額592万5,000円を減額し、合計10億9,736万2,000円とするものであります。

第1項建設改良費の既決予定額から補正予定額592万5,000円を減額し、合計7億3,804万4,000円とするものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

第5条、予算第5条債務負担行為を次のとおり補正するというので、これにつきましては、来年度以降における各事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものでございます。

追加といたしまして、御覧の16件の事項を計上いたしました。

期間が単年度、令和4年度となっているものにつきましては、毎年、予算に計上しているものでございまして、表の中ほどにあります清掃・洗濯業務委託、それと警備等業務委託につきましては、それぞれ期間を令和4年度から令和6年度までとしているもので、3年ぶりの計上となるものでございます。

なお、事項で土地等貸借、医師住宅貸借、院内業務委託、この3点につきましては、後ほど資料のほうで御説明もさせていただきます。

次に、3ページのほうを御覧ください。

第6条、予算第6条企業債を次のように改める。

医療機器整備事業の補正前の限度額7億3,590万円を、補正後の限度額7億3,020万円にするものであります。

第7条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費の既決予定額に補正予定額270万1,000円を増額し、合計23億2,002万4,000円とするものでございます。

第8条、予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額7億2,465万6,000円を、6億8,942万3,000円に改めるというのでございます。

次に、4ページのほうを御覧いただきたいと思います。

令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の説明書でございます。

款、項につきましては先ほど御説明を申し上げましたので、省略をさせていただきます。

まず、収入ですね。（1）の収益的収入及び支出のうち収入の部ですが、1項医業収益、1目入院収益、1節入院収益が1億7,980万6,000円の減額でございますが、これはコロナウイルス感染症の影響で入院患者数の減によるものでございます。

内容につきましては、後ほどこちら資料のほうで御説明をいたします。

4目その他医業収益、1節室料差額収益384万6,000円の減額は、入院患者減による個室使用料の減、それと、2節公衆衛生活動収益455万7,000円の減額は、インフルエンザワクチン接種等の減によるものでございます。

2項医業外収益、2目補助金、2節国県補助金3億3,008万5,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症受入れ病院が、コロナ患者の入院に即応できるようにするために、事前に空床、休床を確保したことで、入院収益が減となることに対する減収を補填するための補助金の増でございます。

1号補正で額が確定しておりました7月分までこれを計上しましたが、2号補正のほうでは、予算計上時に確定している8月から10月までの分を計上しております。

補助単価は1床当たり7万1,000円で、3か月の補助対象となる空床、休床数は合わせて4,635床となり、3億3,008万5,000円を計上しております。

次に、支出の部でございます。

1項医業費用、1目給与費377万6,000円の増額のうち、1節報酬が1,678万6,000円の増額、2節給料が417万円の減額、3節手当が513万1,000円の減額、及び4節法定福利費が370万9,000円の減額は、この後、別紙給与明細書のとおりでございます。

2目材料費3,172万1,000円の減額のうち、1節薬品費4,720万円の減額は、入院患者減によるものでございます。

2節診療材料費1,683万9,000円の増額は、使用料の見込みが増えたことによるものでございます。

3節給食材料費170万円の減額は、入院患者数の減によるものでございます。

4 節医療消耗備品費 3 4 万円の増額は、これは実績によるものということでございます。

3 目経費 1, 4 9 4 万円の減額のうち、3 節旅費交通費 2 1 8 万 4, 0 0 0 円は、応援医師の旅費の増によるものであります。

8 節燃料費 5 3 1 万 3, 0 0 0 円の増額は、A 重油の単価の増によるものでございます。

1 3 節賃借料 1 0 5 万 3, 0 0 0 円の増額は、在宅酸素使用患者、こちらのほうが増によるものでございます。

1 5 節委託料 1 1 万 3, 0 0 0 円の増額は、コロナ感染症関連の廃棄物処理業務に係る委託料の増によるものでございます。

1 6 節臨床検査委託料 2 7 1 万 9, 0 0 0 円の減額は、入院患者数の減、外来患者の減による外部検査委託料の減によるものでございます。

2 0 節負担金 2, 0 6 3 万 4, 0 0 0 円の減額は、応援医師派遣負担金の減によるものでございます。

それと、2 2 節手数料 2 5 万円の減額は、立ち会い手数料の減によるものでございます。

続いて、5 ページのほうを御覧ください。

2 項医業外費用 2, 8 5 5 万円の増額のうち、4 目雑支出、1 節雑支出 2, 8 8 1 万 4, 0 0 0 円の増額は、控除対象外消費税の増によるものであります。

5 目消費税及び地方消費税、1 節消費税及び地方消費税 2 6 万 4, 0 0 0 円の減額は、再決算したことによるものでございます。

次に、(2) 資本的収入及び支出のうち収入の部、1 項企業債、1 目企業債 5 7 0 万円の減額は、入札結果に伴う医療機器整備事業債の減によるものでございます。

次に支出の部、1 項建設改良費、1 目資産購入費、1 節器械備品購入費 5 9 2 万 5, 0 0 0 円の減額、こちらも入札結果に伴うものでございます。

次に、6 ページのほうを御覧ください。

こちらが補正後の令和 3 年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これは令和 3 年度、1 年間の現金の増減を表すものでございます。

次に、7 ページのほうを御覧ください。

こちらが一番下、下段の今年度末の資金残高、これが 4 億 8, 5 8 4 万円となる見込みでございます。

続いて、8 ページ、9 ページのほうを見ていただきますと、こちらが給与明細書

ということでございます。

続いて、10ページ、11ページのほうを見ていただきますと、令和3年度の尾鷲市病院事業会計予定損益計算書であります。

11ページのほうの下から3段目、こちらのほうの当年度純利益、これが第1号補正予算の1億6,946万2,000円、こちらから1億5,751万9,000円増額をいたしまして、3億2,698万1,000円の黒字となる見込みでございます。

次に、12ページのほうを御覧ください。

ここから12ページ、13ページ、14ページ、この3ページ分が尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表及び、その後の15ページから16ページのほうには注記を記載しております。

以上が、令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第2号）及び予算説明書の説明でございます。

引き続き、この後、担当のほうから資料の説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○南委員長　　申し上げます。

○松井総合病院総務課主幹兼係長　　それでは、行政常任委員会資料のほうを御覧ください。

資料の1番です。

医業収益（入院収益）見込みについて説明をいたします。

入院収益の補正といたしましては、主に内科で、患者数、年間見込額ともに増加し、増加見込額約1億1,700万円、外科で、患者数、年間見込額ともに減少し、減少見込額約1億300万円、整形外科で、患者数、年間見込額ともに減少し、減少見込額が1億1,300万円となり、主に一般病棟で約1億円の減少見込みとなります。

地域包括ケア病棟で、患者数、年間見込額ともに減少で、減少見込額7,900万円となりまして、入院収益の全体で約1億7,900万円の減少見込みとなっております。

資料1については、以上です。

○高浜総合病院総務課長　　それでは、次ページをお願いします。

債務負担行為についての資料2を説明させていただきます。

補正予算書2ページの第5条の債務負担行為の補正について、先ほど事務長から

説明がありましたように、抜粋して資料２で説明させていただきます。

土地等賃借につきましては、１７か所の２８３台分に対し、１,６０３万１,０００円を限度額に設定しております。なお、内訳としまして、患者用として１２８台、職員用として１５５台分となっておりますが、病院内の敷地の２５台と３３台を合わせますと、患者用として１８６台となります。

続きまして、医師住宅賃借につきましては、２物件、１３世帯分として１,０３６万８,０００円を債務負担行為限度額に設定しております。

最後に、院内業務委託料としまして、一般・産廃処理委託、電話交換業務委託、白衣等クリーニング業務委託に対して、３,８５８万１,０００円を債務負担行為限度額に設定しております。

私からの説明は以上となります。

このままその他へ行かせて……。一回終わり……。

○南委員長 一旦、議案の審査を行きたいと思います。

○高浜総合病院総務課長 それでは、病院からの説明は以上となります。

御審議よろしくお願いたします。

○南委員長 病院の所管の議案説明は以上でございます。

○濱中委員 予算説明書の４ページをお願いします。

○南委員長 予算書。

○濱中委員 はい。

予算説明書のほうの、今、通知しました。

支出の給与費なんですけれども、説明書を見ますと人員１名減の中で、ここで１,６００万余りが増額になっておるんですけれども、もう少し内容を御説明いただけますか。

○高浜総合病院総務課長 同じページの下段のほうの経費のほうを見ていただきたいんですけど、経費の２０負担金、こちらで２,０００万ほど減額をしておりますが、これは「応援医師派遣負担金減」と書かせていただいているんですけど、これは常勤医師なんですけど、三重大学に所属したままの常勤医師が来なくなったので、ここで減額させていただいているんですけど、その１名分が尾鷲総合病院の常勤医師として減となりました。そのために、応援医師を報酬のほうで三重大学のほうから応援していただいたので、報酬のほうが増えております。

ただ、この報酬も、現在、尾鷲総合病院は２４時間３６５日の救急医療を行ってはいるんですけど、例えば１か月間で夜間が３０日、土日の日中が大体４週間です

と8日ですか、土日で、合わせますと38日ぐらいが時間外の救急医療になるんですけど、その38日分を大体30回分ぐらいは外部の応援医師にお願いしているという状況でございます。ですので、24時間救急医療をやっておるといふものの、かなり外部の医者に頼っておるといふのが現状で、この額になった次第でございます。

もう一つ大きな要因がありまして、9月上旬から、当初は3か月ぐらいの見込みで病院長のほうが体調を崩しまして、病院長職のみならず、うちの病院長、現場もかなりやっていたので、外来、入院の主治医ができなくなりました。

入院の主治医のほうは何とか常勤医で分けていただいたんですけど、当然、外来が埋められるはずもなく、そのために三重大学とか伊勢赤十字、紀南病院等にお願いに上がり、毎日のように外来を埋めていただいたのが一つの要因で、この額になっております。そのような金額になりました。

○濱中委員　一番の要因としては、やっぱり救急を維持するためのお医者さん、現状ではやはり足りていないという状況なのかなと思いますし、だけど、やはり市民の方の要望で一番大きいのもその部分ということで、そこを維持するためにはかなりの負担がきておるのが現実というふうに理解できるのかなと思うんですけども、もうこちらがどれだけ努力しても、やはり三重大からの派遣を待つ部分というのが大きいのかなとは思いますが、こういった皆さんに御協力をいただいて病院が運営されていますよということを、三重大学のほうに把握をしていただくというか、御説明して応援していただくような状況をつくることも必要かなと思うんですけども、その辺り大学の理解はどういうふうな感じなのか、もし御説明ができる部分があればお願いしたいんですけど。

○高浜総合病院総務課長　先月、病院長が当初3か月という見込みであったんですけど、実は11月上旬から復帰をしてもらったんですけど、100%満足に業務に当たってはいただけていないんですけど、その過程において、三重大学の内科のほう、小藪先生の出身のほうに訪問させていただいて、かなり要請はしてまいりました。

先ほど説明いたしましたように、毎日のように入れ替わり立ち替わり来ていただいたんですけど、外来の応援に。その三重大学の内科の教授もローテーションに入ってもらって、毎週のように来ていただいた時期もありました。その教授の、土肥教授なんですけど、病院長の出身講座なんですけど、その土肥教授が言うには、尾鷲総合病院は、この患者数をこの人数でこなしておるとびっくりして帰っても

らいましたので、何らかは手当てしていただけるかなと期待してはおるんですけど、申し訳ございませんが、正確にはまだこれがというのは、申し訳ないんですが、そのような状況は把握していただきました。

○濱中委員 以前から総合病院の経営のほうがいろいろと調査をしていく中で、本当に全国的にも1人当たりのお医者さんの、いわゆる仕事をしていただく診療報酬の額というのが全国的にもすごく上位にある。逆に言うと、1人の先生にすごく多くの患者さんの負担を担ってもらっているという、そういう現実には理解はしておったんですけども、こうやって急なことがあるとここまでの状況が発生するということで、だけど、本当に市民の方が一番頼りにしている部分がそこであるということであるので。

一般質問のときにも委員長のあれに説明されたように、病院改革の中で規模の見直しというあたりも聞いておりますので、改革プランに沿ったあたりも必要かとは思いますが、やはりコロナ後を考えてときに、今は本当に補助金がありますからどうにかお金のほうは回っていつておるのかなと思いますけれども、経営全体のことを立て直しというか、コロナ後のことに関しましては、もう早急に太い考え方を示していただくようなところが必要かと思えます。救急に関しては堅持をお願いしたいと思います。

○南委員長 答弁はよろしいですか。

○濱中委員 もしできるんなら。

○南委員長 もし答弁できたら……。

○高浜総合病院総務課長 よく南委員長のほうから一般質問のほうで、持続可能な病院経営というのがテーマに御質問をいただくんですけど、当然、経営として成り立っていかなければ存続ができないということとともに、市長がよく言う公立病院との使命ということもありまして、特に救急医療の24時間365日、これを併せ持つていくことはなかなか厳しいことなんですけど、それはもう我々がやらなければならないと思っておりますので、これをしていきますと今ここで言うことはないんですけど、努力してまいりますのでよろしくお願いします。

○濱中委員 実はこういった病院の内情であるとか、もちろん病気の勉強もそうなんですけど、市民の方たちにとって守っていかなければならない尾鷲総合病院の現状ということがもっと伝わることによって、市民の方の協力も得られる部分もあると思うんです。

この間、「おわせ+プラス」の発行のことについても言わせてもらったんですけど

れども、やはり情報提供のやり方ということも大事やと思いますので、出前講座も含めてぜひ市民の方に近づいた形の総合病院の在り方というのをやっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○仲委員 予算書の収益的収入の医業収益、入院収益 1 億 7,980 万 6,000 円のことについてお聞きをします。

具体的には資料のほうで、資料 1 ページ、医業収益（入院収益）の見込みについてで、特に外科と整形外科なんですけど、当初と今回の 2 号補正の 1 日平均患者数を比較すると、それぞれ半分程度、人数も減少しております。収益についても、それぞれ 1 億円程度それぞれ減少していると。

令和 2 年の今頃、1 2 月の外科、整形の 1 日平均を見ると、補正の段階で 1 日外科は 20 人だったんですね。整形が 24.3 人ということで、1 年前と比較するともっと悪い状況が続いておるということで、この主な要因は何かお尋ねをいたします。

○高浜総合病院総務課長 まず、外科に関しましては、先ほど濱中委員さんからの質問の中で常勤医が 1 名減ったという話の、その常勤医の 1 名が外科であります。ですので、外科が常勤医 3 名体制から 2 名体制になりましたので、その辺の影響が大きいかなと思っております。

整形に関しましては、これは先月の病院内の管理者会議でも話題にはなったんですけど、このコロナ禍における巣籠もり生活の中で、どうも人の日常生活の活動量が落ちたということで、骨折の件数が明らかに少ないということが、そののみなのかと言われると統計は取っておりませんが、明らかに骨折が少ないという傾向は出ているということですので、一つの主な要因と考えております。

○仲委員 特に令和 2 年の決算比較をすると、今回は年間見込みで外科は 1 億 6,432 万 5,000 円、決算は 2 億 7,300 万ぐらい行っておるんさ。そうすると、1 億 0,900 万ぐらい減なんです。決算比較すると。

整形なんかひどいもんで、ひどいというのは下がり方がね、決算が令和 2 年で 6 億 6,200 万なんさ。今回は年間見込みで 2 億 4,000 万、4 億 2,200 万が減っておると。4 億 2,200 万の減が、コロナ禍で巣籠もり中で骨折がしないもんでそれだけ下がったかといと僕は納得せんのやけど、すなわち、外科も整形も手術の回数が少ないんじゃないかと。

要するに、外科については 3 名が 2 名に減ったけど、手術回数がかなり減ったと。もう整形についてはお医者さんが減っておるわけないもんで、すなわち、けがしな

いという数値にはどうも疑問点があるけど、やはり手術の回数は減っておるんじゃないですか。

- 高浜総合病院総務課長 外科の手術に関しては、予定手術というよりは、外科ですので、救急手術もあるかとは思いますが。整形外科に関しても交通事故等で緊急手術はあるものの、一番多いのは予定手術になっております。

予定手術の場合は、国のほうからというべきなのかどうなのか分かりませんが、コロナ禍でかなり陽性患者が増加した波がある時期は、予定手術を延ばすようにという指示も出ておりました。その辺の影響も多少なりともあるのではないかと考えております。

- 仲委員 あと、1点あるんですけど。

この問題については、特に外科なんかはお医者さんが1名減ったと言いながらも、手術の需要がある以上は、やはり検討すべき課題だと思うんですわ。

特に整形なんかもう、この外科、整形で手術で稼がないと営業収益は上がらないと。今現在、コロナ禍の中で補助金等で黒字にはなっていますが、この過ぎた段階で今の状態では、主な外科、整形がこの状態が続くということであれば、かなり僕は心配するんですわ。そこらの重点的な、コロナ禍の後の対策を一応練っていただきたいと、そうしたいというのは皆さん思うておるやろうけど、ここでちょっとお願いをしておきます。

次に、支出の材料費の診療材料費1,683万9,000円が実績による増ということなんですけど、入院が減っておっても通院の部分がどうなのかという部分もありますけど、この増になった要因をお尋ねしております。

以上。

- 高浜総合病院総務課長 材料費の中の診療材料費の増加につきましては、材料費を予算計上の積算をするに当たり、上の薬品費と診療材料費を一对にして、入院収益に対して何%、この二つがかかるであろうということで計算しております。

そのときに、昨年、当然、前年度を参考にするんですけど、薬品費と診療材料費の割合をいかに持っていくかということで、この1、2を合わせて何%で計上をしておるのがこの予算でございます。

ただ、今年度に関しては、薬品費のほうよりも診療材料費のほうが見込みが多かったということで、こちらの見込みが甘かったのは甘かったのですが、この1、2を合わせて比較すると約3,000万ほどの減となっておりますので、この一对が入院患者数の減によって3,000万ほど下がったという御理解をいただきたいと

思います。申し訳ありません。

○仲委員 分かりました。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、他にないようでございますので、報告事項、オンライン資格確認についての説明をお願いいたします。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 それでは、資料のほう、オンライン資格確認について説明いたします。

1番、オンライン資格確認とはということで、尾鷲総合病院の総合受付で顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置き、簡単な操作で支払基金や国保中央会に登録されている保険情報等を取得できます。マイナンバーカードを保険証として利用できるものです。

2番、取得できる資格情報については、取得できる情報は保険情報のほかに、本人から同意を取得すると、自己負担限度額や令和3年9月診療分以降の薬剤情報、令和2年以降に実施した特定健診情報があります。

3番、オンライン資格確認のメリットについてです。

①、保険情報の取得ということで、これまでは健康保険証を窓口で受け取って、電子カルテシステムに手入力をしていましたけれども、オンライン資格確認ではシステムに取得が可能になることから、患者さんの受付の待ち時間の短縮につながると思われまます。

2番、限度額適用認定の取得。

高額な医療費がかかる患者さんは、限度額適用認定証を市役所まで申請しに行っていたり、支払基金等に郵送で申込みをしていただいておりますけれども、今回、オンライン資格確認の導入によりまして、本人の同意があればオンライン資格確認できますので、わざわざ限度額適用認定証を取得して病院の窓口に提示していただく必要がなくなります。

3番、薬剤情報・特定健診等情報の閲覧ということで、顔認証つきカードリーダーで患者さんの同意があれば、同意当日に限りほかの医療機関で処方していただいている薬剤情報や特定健診の情報の閲覧が電子カルテ上でできるようになります。

現在の状態と過去の状態を医師が比較できることから、よりよい医療を受けられる環境になると思われまます。

4番、その他ですけれども、オンライン資格確認システムの資格確認の対象は、

健康保険、国民健康保険、後期高齢者保険等の保険者がシステム管理しているものだけであり、自治体が管理している福祉医療費受給資格証等は現在のところ対象にはなっておりません。なので、これまでどおり窓口へそちらの福祉医療費等については提示をお願いすることとなります。

次、4ページです。

5番、顔認証付きカードリーダー手続きの流れですけれども、図でお示しさせていただいているとおり、尾鷲総合病院の総合受付に顔認証つきカードリーダーを設置していますので、カードを置いて各項目の画面の質問に同意するかしないか、画面をタッチする形式となっております。非常に簡単な操作となります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、初回のみ利用登録が必要であり、病院の受付での混雑状況等を考えると、あらかじめマイナポータル等で利用登録をしていただくことをお勧めいたします。

説明は以上となります。

○南委員長 ありがとうございます。

以上です。

○濱中委員 この情報は、市民の皆様にはどういった形でお知らせが行きますか。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 広報おわせと病院のホームページ、それと「おわせ+プラス」のほうで、12月号ですね、そちらのほうでお示しさせていただいております。

○濱中委員 もちろん、それが市の情報提供としては普通のあれなんやと思うんですけども、やはり広報おわせの購読数というか、購読割合を考えますと、例えばポスターのような形で「広報を御覧ください」のポスターでもいいです。これについての情報を詳しくという形で、例えば各地区のコミュニティーセンター掲示板であるとか、そういったところへもお願いしたいなと思うんですけども、あと、病院内の掲示はあるって言いましたよね、その辺り。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 病院内の掲示はありまして、受付に行っていたら、すぐに派手なポスターが貼っておりますので、すぐに分かると思います。

やはり各コミュニティーセンターというか、尾鷲の医療機関でまだちょっと導入しているのは尾鷲総合病院、病院ではですね、だけなので、やはりそちらのほうの広報をもう少し強化していきたいと思っております。ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　じゃ、ないようですので、病院の審査を終了いたします。ありがとうございました。

引き続き、水道のほうに入っていただきます。

それでは、水道部、議案第72号、令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第1号)の議決についての説明をお願いいたします。

○神保水道部長　　それでは、議案第72号、令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

第1条、令和3年度尾鷲市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度尾鷲市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款水道事業収益は、既決予定額5億123万8,000円に対し補正予定額は1万8,000円の増額で、予定額を5億125万6,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、第2項営業外収益を1万8,000円増額補正し、予定額3,281万8,000円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費用は、既決予定額5億533万9,000円に対し補正予定額は731万1,000円の減額で、予定額を4億9,802万8,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、第1項営業費用を730万7,000円減額補正し、予定額を4億3,598万7,000円とするものでございます。

次に、第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費は、既決予定額7,642万9,000円を719万5,000円減額補正し、予定額を6,923万4,000円とするものでございます。

続きまして、2ページの補正予算説明書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、第1款、第2項、第3目長期前受金戻入を、既決予定額1,702万9,000円に対し1万8,000円を増額補正し、予定額を1,704万7,000円とするもので、これは令和2年度決算に係る額の確定による工事負担分の増額でございます。

3ページをお願いします。

次に支出でございますが、第1款、第1項、第1目原水及び浄水費、既決予定額8,187万7,000円に対し14万4,000円減額補正し、予定額を8,173万3,000円とするものでございますが、これは手当等の増及び法定福利費の減による人件費の減額によるものでございます。

第2目配水及び給水費、既決予定額5,825万6,000円に対し73万5,000円増額補正し、予定額を5,899万1,000円とするものですが、これは手当等の減及び給料、法定福利費の増による人件費の増額でございます。

第5目総係費、既決予定額4,455万1,000円に対し794万6,000円減額補正し、予定額を3,660万5,000円とするもので、これは人事異動に伴う給料等の退職給付金の減による人件費の減額でございます。

第6目減価償却費、既決予定額2億821万円に対し4万8,000円増額補正し、予定額を2億825万8,000円とするもので、令和2年度の決算により前年度取得の固定資産が確定したことによる増額でございます。

次に、4ページの予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

今回の補正により、業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純利益が732万9,000円の増額となるマイナス511万6,000円となったほか、決算及び補正額が各項目に反映され、合計が1億6,355万2,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス6,537万7,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億7,119万5,000円となり、1から3までの合計となる資金増加額はマイナス7,302万円となりました。それを資金期首残高7億2,785万6,000円から差し引いた資金期末残高は6億5,483万6,000円となり、7ページの予定貸借対照表の現金預金と一致しております。

次に、5ページには給与費明細書を添付してございます。

6ページの予定損益計算書を御覧ください。

1. 営業収益以下、各項目には補正額が反映され、下から4行目の当年度純損失が、当初予算と比較して732万9,000円改善の511万6,000円となりました。これに前年度繰越利益剰余金4億1,539万7,000円、減債積立金の取崩し相当額であるその他未処分利益剰余金変動額4,867万1,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は、4億5,895万2,000円となります。

次に、7ページから予定貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございますが、1、固定資産の(1)有形固定資産から(3)投資その他の資産までの合計額は48億2,855万4,000円、流動資産の現金

預金からその他流動資産までの合計は6億7,086万5,000円で、資金合計は54億9,941万9,000円となります。

8ページを御覧ください。

負債の部でございますが、3、固定負債の企業債と引当金の合計は22億2,841万6,000円、流動負債の1、企業債から4、その他流動負債までの合計が2億8,837万7,000円で、繰延収益合計3億3,449万9,000円を加えた負債合計は、28億5,129万2,000円となります。

9ページを御覧ください。

資本の部では、資本金が19億8,905万5,000円、これに剰余金の1、資本剰余金と2、利益剰余金の合計6億5,907万2,000円を加えた資本合計は、26億4,812万7,000円となります。

この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は54億9,941万9,000円となり、資産合計と同額となっております。

最後、10ページと11ページでは会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 今回の補正で七百何がしか若干改善されたということですがけれども、年度末やったらまだ200万、300万残るということで、理解してよろしいですか。解消される。

○北村水道部係長 今回の当初予算におきましては、大口の需要の部分が工事の期間、当初算定の期間よりも長く工事が行われておるという状況から、収益のほうも改善されると見込まれております。

ただし、一般分のほうの動向がまだ目に見えてきていない部分もございますので、その辺につきましては3月補正までお待ちいただくようお願いいたします。

○南委員長 すみませんでした。

これで水道の審査を終わらせていただきます。

御苦労さまです。

ここで10分休憩します。

(休憩 午後 2時19分)

(再開 午後 2時29分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

傍聴の申入れがありますので、許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、当行政常任委員会に付託になりました請願第2号、旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願、請願者、尾鷲市矢浜1の25の25、市民・住民まちづくりの会代表、楠裕次さんより提出をされております。

紹介議員、中村レイ議員、内山左和子議員、西川守哉議員の3名でございます。

これより、付託されました請願の審査に入る前に、三鬼政策課長に御出席をいただきましたので、前回の議会運営委員会のほうで、この文面にもありますけれども、電磁波云々という文面が書かれておりますので、その件について三鬼課長より若干の御報告を求めたいと思います。

○三鬼政策調整課長 よろしくお願いたします。

御依頼のございました、交流電磁波についての中部電力からの見解を申し述べさせていただきます。

電力設備からの電磁波が人の健康に影響を与えるのではないかとの議論につきましては、中部電力からは、電磁波の測定値は法令で定める規制値200マイクロテスラより十分に低く、変電所の隣や送電線の下も含めた空間において、電力設備からの電磁波が人の健康に影響を及ぼすことはないとの報告を中部電力から受けています。これを報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○南委員長 電磁波の報告は以上でございます。

三鬼課長の退席は求めてよろしいですか。

三鬼課長に特に聞くことありますか。あるのであれば。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 御退席をお願いたします。

ありがとうございました。

それでは、当委員会に紹介議員さんが3名おられるということでございますので、中村レイさんが一応形としては、代表じゃないんですけれども、一応、紹介議員のトップということで理解してよろしいですか。

- 中村委員 はい。
- 南委員長 それでは、中村委員さんのほうから、若干請願の趣旨等について説明をお願いいたします。
- 中村委員 それでは、請願の趣旨について……。
- 南委員長 挙手をしてお願いします。
- 中村委員 すみません。それでは、説明をさせていただきます。

まず、令和2年11月10日に、行政常任委員会の中で、おわせSEAモデルについて市長が、広域ごみの候補地を尾鷲市営野球場として進めていく上で、中部電力のところに野球場を造るということをここで言われているんですけども、まず、これを進める前に、電磁波の話に入る前に、時系列として、市営の野球場が本当に広域ごみが建つのかどうなのか、今どれくらい分かっているのか、そのところをまず精査しなくては、今の市営の野球場に広域ごみが建つことを前提に中電の跡地に野球場を造られると言っているんですけども、本当にまず尾鷲市営野球場に広域のごみが造られるのかどうかはまず問題です。

そして、それは公聴会でもあり、市の執行部のほうからも話が出てくると思うんですけども、それで、この前、濱中委員がお尋ねになった電磁波についての説明を少しさせていただきたいと思います。

- 南委員長 お願いします。
- 中村委員 2001年、WHOが、高周波、低周波を含む電磁波を、発がん性がある、恐らく発がん性がある、発がん性があるかもしれない、発がん性を分類できない、恐らく発がん性はない、という5種類のグループに分類しました。

そして、高周波、低周波、アセトアルデヒド、鉛など、電磁波も含むそれらはグループ2B、発がん性があるかもしれないという分類がされております。そして、WHOは各国に対し予防原則で行動してほしいという指針を出しております。

予防原則とは、科学的に不確実性が大きな場合のリスクに対応するため、危険性が十分説明されていなくても、引き起こる結果が取り返しがつかなくなるような場合には、予防的措置として対応することを求める。

予防的措置とは、説明可能なリスクの存在がなくても、曝露を、曝露というのは被曝のことですけれども、曝露を軽減するための容易に達成できるコストの安い方法を取ってください、できる限り慎重にしてください、安全であることが確認されるまで、その場所を回避してくださいという指針を出しております。

200マイクロテスラという数値、これは許容値であって、決して安全値ではあ

りません。そして、私たちは100年前に比べ、人工的な電磁波の波におのずから自ら自分で1兆倍の電磁波をもう既にかぶっています。それは携帯電話であり、そして医療機器であり、電子レンジであり、全ての交流の電気製品から私たちは自ら電磁波に向かっております。

その中で生活している私たちが、今最も危険とされている高压電線から200メートル以内のところにはちいちゃな子供たちのキッズパークや野球場を造るということは、WHOが各国に推奨している、できるだけ回避してください、その場所には行かないでくださいという指針から外れてしまいます。

民間や個人が自ら電磁波に近寄っていくのは、自分が選んだことです。しかし、公金を16億かけて人々を呼び寄せる施設に、できる限り回避してくださいという場所を選ぶ必要はないと思います。それが電磁波についての意見です。

濱中委員にお尋ねします。

電磁波が安全であることを……。

○南委員長　　ちょっと待ってください。

それじゃなしに、この請願の趣旨の説明を求めておりますので、最後まで趣旨説明をお願いいたします。

○中村委員　　それでは、それが電磁波に対する趣旨の説明です。

ほかに関しては、また聞いていただければお答えします。

○南委員長　　以上が、この今回の請願の大きな柱の反対を訴える趣旨のように理解させていただきましたので、ただいまの説明について御意見のある方は、御発言をお願いいたします。

○濱中委員　　前回、私、電磁波に対しての科学的根拠をお願いしたいということをお申し上げしたのは、この三田火力発電所の跡地の利用に関しましては、協定書を結んで尾鷲市と共に地域活性化に寄与するためというものがあるとはいえ、今でもやっぱり民間の持ち物であるということが1点ありましたので、その民間の所有物に対して、やはり危険であるかもしれないということがきちっと証明できない以上は、議論することすらもどうなのかなという思いがありました。

さき執行部のほうから説明がありました部分に関しましては、もちろん各中電以外の電力会社のホームページにも全て公表されている数字、それから、総務省がこういう電磁波、それは発電所だけではなくて、自分らの身の回りにある電磁波を発生するものに対しても説明が及んでいるんですけども、今、日本国内で利用されているもの、利用されている場所の中に、こういった200マイクロテスラに及ぶ

ものが、自分らが普通に民間が出入りする、人間が使用するものの中にはほとんどないというような形の公表がされておりましたので、そういったことから、この電磁波を心配した上でのこの場所の見直しということに関して、ここで議論することを私はどうなのかなと。

議長からも、この間、これを提出するに当たっての御意見を提出者のほうに申し上げたというようなくだりもありましたので、やはりそういう懸念をされる中でのこの議論、ここからどう進めればええのかなと、私はちょっと疑問に思っております。

○中村委員 エビデンスとして、疫学研究というのがもうちゃんと発表されているんですよ。

1996年、WHOが、国際がん研究機構に依頼して調査を行っております。

0.3マイクロテスラ以上で小児白血球の発生率が1.7倍、0.4マイクロテスラ以上では2倍になるとされております。そして、その追跡研究のために、1998年、富山医科薬科大学の笹島氏が調査したところ、1マイクロテスラ以上では、3.91倍の小児白血病の発生が見られると、95%信頼区間という信頼数で報告されております。

そして、2000年、日本における国立環境研究所によれば、0.4マイクロテスラ以上であれば、小児白血病の発症率が2倍という統計的な優位性が認められ、報告されております。

それをもって、電磁波の下にわざわざ行く、それも公金をかけて、今、幼稚園、公立学校、そして公園など、高圧電線、変電所の横にわざわざ造りに行くというところは一体何件あるのか、本当に教えていただきたいと思います。

電磁波……。どうぞ。

○西川委員 僕は違った観点からで反対で、電磁波の云々はまだあれなんですけど。病院で携帯電話は禁止されていますよね、あれ、ペースメーカーが入っておる人のためでしょう。だで、僕は単純に、いや、それは電磁波のせいじゃないのかなと思うけど、僕は電磁波はこれぐらいにしておきますけど、僕はまた違った意味での反対です。

○濱中委員 あと、もう一点、この間、資料として出していただけるのならということで、まず私が言うておるのは、この全体のこれが賛成なのか反対なのかの前に、やはり請願というからにはここに書いてあるものの中の信憑性というものは確認したいのでなんですけれども、現在、今から作業をしようとしておる中電という

のは、今まで何十年もいろんな方がお勤めをして出入りをしてという中で、これまでにそういった電磁波を原因とした病状、疾病、出た例があるのかどうかというあたりの資料があるのかということをお願いしてあったんですけども、それは出ていないですか、委員長のほうには届いていないですか。

○南委員長　もらっていません。

○中村委員　何回も言いますけれども、あそこは民間企業が民間で造った公園であり、そこに自ら寄って遊びに行くことに関しての、私たちはそういうことは不知で関係ないです。

私が問題にしているのは、その場所に公金をかけて公共の施設を造ってはならないということであって、民間の施設が民間のお金で何を造っていただいても、全く私たちのあずかり知らないところです。

○濱中委員　いや、そういう話ではなくて、これを請願として反対をするために皆さんに賛同を求めるのであれば、あそこの場所が高圧変電所の電磁波によって影響がある場所かどうかということを確認したいわけですので、そこに造ったものに誰が行くかという話の前に、それが影響のある場所なのかどうか、影響がある場所であるならば賛成である反対であるという話になるわけであって、民間が造ったところだから行ってもええとかそういう話ではないので、まずはこれの根拠を、ここに書かれている事柄に対してこれが成立するものかどうかの根拠を確認しております。なので、あそこの場所がそういった疾病が出た事例があるのかどうかの確認をしたいということです。

出ていないんですよ。委員長のほうではね。

○南委員長　出ておりません。

○中村委員　ここに何回も書かれていますように、実際の事例が出たからと言って、私たちは反対しているのではありません。

そして、それでは、ここが完全に安全だという証明をしていただきたいと思いません。それなら私たちは賛成します。

○仲委員　先ほどのやり取りなんですけど、濱中委員が言ったように、この請願書の文書の中で、「高電圧変電所に隣接しており交流磁場等により健康的な場所とは言えません。」という文言を、その根拠は何ですかというお話で、健康的な場所とは言えないとは不健康という捉え方もあるわけですね。

先ほど中村委員がWHOの指針を読み上げてもらっているんですけど、私はそれは見ていないんですけど、ある電力会社の情報では、WHO、世界保健機関や経済

産業省などの公的機関は、私たちが日常生活の中で受けているレベルの電磁波が人の健康に有害であるという証拠は認められないという公式見解を出していると発表しています。どちらが正しいかどうかというのは別にしてですね。

そして、WHOによる健康リスク評価というのがありまして、健康への影響に関する国際的な評価は、短期的影響は国際的なガイドラインを守っていれば大丈夫、長期的影響は科学的証拠が不十分というものであると明記されています。

短期的影響というのは、国際的なガイドラインを守っていれば悪影響はない、長期的影響については、小児白血病に関する証拠は因果関係とみなせるほど強いものではない、生物物理学的証拠は認められていないと書いています。

ほいで、電磁過敏症については、電磁波の影響で頭痛や目まいなどが起こると訴えるいわゆる電磁過敏症の症状については、電磁波が関連するという科学的根拠はないということで私は情報を取ったものですから、ちょっと今の指針とは違うところがあるんですけど、そこらも判断資料にさせていただきたいと思っています。

○西川委員 僕には難しい電磁波のことはちょっと分かんんですけど、今日さっき、皆さん、視察に行きましたよね。あの場所で僕は火力の方に尋ねたら、地下水が2メートルから3メートルで変動すると。ということは、僕、一般質問で言ったように、液状化の心配もある。それで、なおかつあの場所を見た今で、さっきまで見ていましたよね、あれ、築山、さっき我々が登った山よりも高くできるんですよ。そこにもし地震だ、さあ津波が来るとなったときに、野球場やキッズパークから海のほうに向かって誰が逃げますか。あれ、絶対にもう丘のほうへ向かって逃げますよね。僕はその点から、絶対、特に子供たちです、危ないからもうやめましょう。

じゃ、芝生キッズ広場、じいちゃん、ばあちゃんが孫を連れていった。さあ、そのとき、たまたま昼、地震があった。そうなったときに、孫たちだけなら逃げられるかもしれませんが、じいちゃん、ばあちゃんは無理ですよ。もう僕らも十分立派なじいちゃん、ばあちゃんだもんであれなんですけど、僕は電磁波云々よりもっとそっちのほうを心配して、反対のほうの意見とさせていただきます。

○小川委員 それでは、請願の文書に基づいてちょっと疑義について、二、三お尋ねしたいんですけど。

まず、1点目ですね。

まず、中村委員さんにお尋ねいたしますけど、電磁波による健康的な影響があると断言されていますか、されていますよね。

○中村委員 疫学調査で結果が出ているんですよ。それについて、私たちが、疫

学調査というのは医学的な調査結果なんです。それで、影響があったと認められることについて私はなかったと言えないし、それに、ここが許容範囲と100%安全だという意味は全く違うので、私は別にここで100%発病するとは言っていない。

(発言する者あり)

○小川委員 文書に、こう書いてありますね。「隣接しており交流磁場等により健康的な場所と言えません。」と書いてありますよね。

○中村委員 はい。

○小川委員 今、執行部のほうでは影響がないということを言いました。これを心配するのは、迷惑しておるのでもし訴えられた場合どうするのかという、そういうことまで考えておられるのかということをもっと伺いたい。

○中村委員 何に対して名誉毀損なんですか。

○小川委員 いや、中電のほうは影響がないと言っているんですから、風評被害を受けたら、もしこれが書いてあったら、中電としてはうちのほうで悪いことをしておるんかというふうになるんじゃないですか。それに対して名誉棄損で訴えますよ。

○中村委員 そんなことを全く言っていない。あそこは……。

(発言する者あり)

○中村委員 いいえ。私は……。

○小川委員 書いてあるもんで言うてるんです。

○中村委員 いやいや、健康的ではないという言葉は、健康被害が出るという言葉と同意語ではないですよ。健康的ではないと言っているだけです。健康被害があるとは書いていませんので、間違わないように。

○小川委員 それでは、また、中身について聞きます。

請願文書の文面の中に、「当該土地は津波浸水域であり新設する公共施設としての大きな問題がある」とありますよね。どのような公共事業も、中電跡地はじめてする津波浸水域は駄目ということなんでしょうか。

そうならば、高台の平地が少ない本市にとって、何もしないで衰退待つしかないように思うんですけど、その点はいかがなんでしょうか。

○中村委員 実際に高台を分割して売りに出しているんですよ、尾鷲市は。尾鷲市が高台に土地がないなんて言わないでください、まず。

そして、私が問題にしているのは、そういうことを言っているわけじゃないです

よ。揚げ足を取るのは結構ですけども……。

○小川委員 書いてあるもんだから言うんですよ。

○南委員長 静かにしてください。

○中村委員 公共施設を浸水域に建てないというのは国の基本的な方針ですので、それを書いたままでです。

○小川委員 次にいきます。

また、砂浜に盛土した土地の上に、さらに盛土の築山を避難場所とは言えないとする根拠は何でしょうか。私としては、市ではその対策も含めて実施していくものと考えておるんですけど、それに対してお答えください。

○中村委員 土木工事というのは、お金さえかければ何でもできるんですよ。ただ、今の尾鷲、100億の借金があって、これからこれに一体どれだけのお金をつぎ込んでいくのか。費用対効果というのがすごく大事なんですよ。

できないと言っていないですよ、耐震化なんか何ぼでもできますよ。ただ、その場所に多額のお金をかけて造る必要がないでしょうということと反対しているんです。危ないところに多額のお金をかけて、東北の志津川町とか行っていただいたことがある方がおられれば分かると思うんですけども、ちょうど尾鷲の瀬木山の文化会館ぐらいのところ、もう完全にもう屋根を越すんですよ、でね、地形そっくりなんですよ。

そういうところで、わざわざ液状化の上に築山を造って、ほんで、今日見たあの土はもう既に雨でずりずりでしたよね。あれをどれだけ積んで築山を造って、子供たちを避難させるんですか。そして、この前言われたみたいに、あれを降下させて、一体どれだけの金がかかると思います。できますよ。

○小川委員 これ、質疑ですよ。

○南委員長 そうです。

○小川委員 質疑ってこういうものですか。

疑義に対して、それに対して答えるんですよ。思いは入りませんよね、質疑って。どうなんでしょう。

○南委員長 今、やっているのは、求める請願に対しての委員の文言のやり取りの質疑をやっているものと、僕は理解しておるんですけどね。

○小川委員 全然、僕は話がかみ合わないようなことになっていますので、もう質問をやめます。

○南委員長 他にございませんか。

○仲委員 文章の中でどうしても気になるんですけど、下から3行目で、このスポーツ振興施設に関して云々と言うて、「将来負の遺産になるのは歴然としている。」と。ここら辺はどういうことで負の遺産になるというのは、まだできていないのに負の遺産になる、歴然としているというのは、これこそ何の根拠を持って書いているのか、もしお分かりでしたら、代表者ですか、お二方。

○中村委員 負の遺産になるであろうというところで反対しているんです。反対理由ですよ。

だって、近い将来、南海トラフが来て津波が来るであろうと言われるところに、16億から20億、もっとかかるかもしれませんがお金を突っ込んで、津波が来たときにわざわざ人が逃げられないような築山を造りにいって、その上でたくさんの方が死んだときに、尾鷲市が一体どういう補償をされるのか存じ上げませんけれども、その企画自体が負の遺産でしょうということをここでは書かせていただいています。そやから、企画自体を取りやめてくださいというのが、この請願の趣旨です。

○仲委員 再度、聞かせてもらいます。

前段の文章で、「既存の公園等の維持管理もできていない状況では、将来負の遺産になる」という、歴然としているという、つながりがあるんですわね。だもんで、この言葉の意味と中村委員さんの意味とは、僕はちょっと違うのではないかと思うんですけど、それでよろしいんやね。そういう意味で取ったらいいわけですね。

○西川委員 僕は捉え方、ちょっと違うんですけど、僕は一般質問で芝のことを言いましたよね。尾鷲市じゃ管理は無理です。

じゃ、一番、たとえを分かりやすく言えば、中村山って整備されていますか。中村山すら整備もされていないのに、こんな莫大な中村山の樹木よりも手のかかる芝を入れたら、年間何億、これ、維持費がかかると思いませんか。僕は安全性と、芝は手入れをせんかったら原っぱですよ。それ、負の遺産と言いませんか。

○南委員長 今の西川委員さんから中村山が整理云々って話、僕も最近、中村山へ上がっていろんな確認してきました。遊具はほとんどきれいになっておりました。既設のを取っ払って、現実としてね。

○西川委員 いや、僕が言っているのは、公園管理の樹木ね。

○南委員長 樹木。

○西川委員 そっちのほうを言っておるんですよ。

○南委員長 はい、了解しました。

○村田委員 これは請願として出されましたから、文章のこの文面はともかく、

これを提出なさった方とか、それから賛成、紹介議員というのは、これで、こういう理由だということを書かれてありますので、この請願のことについては人それぞれ理解の仕方がありますから、ここで議論は質疑をされるのは結構ですけども、この書いてあるのに自分が同意をできるのかどうかだけの話だと思うんですよ、これは。

ですから、この場でこれはどうなんだ、あれはどうなんだと言って、請願の出してくる人はそれぞれの思いがありますから、その思いを聞いて判断をするんじゃないで、この書かれた文面を素直に判断をして、ここがどうなかと判断をするだけの問題だと思うんですよ。ですから、その辺のところは踏まえて、委員長、進行していただければと思います。

○南委員長　今の村田委員さんから請願の趣旨について、はっきりと賛成か反対かを議論すればいいじゃないかというような話なんですけど、今、先ほど質疑応答がございました。もしまだ質疑をされる方が、この件についておられるのであれば、まだ時間は取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

副委員長、紹介議員としてですね。

○内山副委員長　請願を出すときに、そういう文面で、今、村田委員が言われたように、そういう文面を見て、そこで賛成、反対と言われましたよね。

○南委員長　文面というか、趣旨がね、趣旨ですよ。

(発言する者あり)

○南委員長　趣旨ですよ。

○内山副委員長　趣旨ね。

○南委員長　文面じゃなしにね。

○内山副委員長　私がちょっと聞きたかったのは、その趣旨は確かにあそこに字でぱっと書いています。大事なことです。その中身の思い、こっち側のいろんな考え方とか、そのことに対してのほかの委員さんの考え方とかそういうことは、この中電跡に対してのことは話合わなくてもいいのかな……。

○南委員長　それが質疑なんですわ。

反対、賛成の方がおられるのであれば、反対意見、賛成意見って、この請願の趣旨を基にしてね。

○小川委員　根本的な話なんですけど、質疑と質問と違うので、それをはっきりしていただきたい、そのように思います。

○中村委員　議員間討論をお願いしたいと思うんですよ。

質疑ではなく議員間討論ができることが議員であって、自分の意見を述べてリベ  
ートすることが大事ですので、質疑ではなく議員間討論をお願いします。

○南委員長 分かりました。

まず、質疑がなかったら、今、中村委員さんが言われた討議の要望がございました  
ので、討議するかせんかの否か分はこの場で諮らせてもらいます。

○濱中委員 まず、この請願は採択するのかどうかの判断をさせてもらうために、  
この文面が認められるかということをやりますよね。

○南委員長 はい。今、その請願の趣旨に沿った部分のチェック……。

○濱中委員 そうですよ。

ということは、やっぱりこの請願書というものの全ての文言に対して納得する必  
要があるのかなと思ったものですから、ですよ。ここは認めるけどここは認めな  
いということやったら、また判断が違いますよね。だけど、やっぱりこれを採択し  
ましょうということには、この書かれているもの全てにとって認めるところへ行き  
たいなと思うので、質問させてもらっておったわけなんで、なので、ここにはこう  
書いてあるけどこういう意味ですよというのは私はちょっと違うのかなと思って、  
ここに表されておる文書によって、私らは受け止めるという必要があるのかなと思  
ったものですからね。

だから、もちろんそれぞれの思いはあるでしょうけれども、やはりその文章でこ  
の文章を認めますよということは、この文章の中に一つでも私はこれはちょっと認  
められんなどというものがあれば、そこは確認をしておきたかったので、さっき「健  
康的な場所とは言えません。」と、健康的ではないと言っているんじゃないで、  
「健康的な場所」というふうに書いてありますから、健康的な場所とは言えないと  
いうことに対して、やはり持ち主のほうとしては、それは不快に感じられても仕方  
がないのかなというような気がするんです。科学的根拠が、これというものが出せ  
ない。

健康的であると言い切るのは、私らはこの請願を採択する上で私らが証明する話  
ではなくて、あそこが健康的な場所なのかどうなのかということの科学的根拠をい  
ただいたときに、先ほど執行部からはそういう資料を提示されたわけですから、そ  
れが違うというので、この文書と裏腹のものが出てきたということは、ちょっとこ  
の文章は変えるのか、このままではちょっと認めにくいなという感じがしたもので  
すから、確認をさせていただきました。

○中村委員 請願は、書式が整っていれば出していただくものですよ。そして、

それをこの前、議案でされたんですよね。ここは中身を討論するところであって、書式は議運でしていただいたらそれでよかったと思うんですよ。場所が、大丈夫ですか。

○南委員長 当然、中村紹介議員が言われたように、議会としての、議長も後で補足していただいたら結構なんですけれども、書式が整っていれば日本国憲法に基づいて受理をしなければなりません。

ただ、委員会の審査の中においては、やはり文面等についてもどうなの、これ、根拠はあるの、どうなのという質疑は当然あってしかるべきだと、僕の経験上、そのように考えております。

もし、議長のほうから補足があれば。

○三鬼議長 確かに今言われますように、議会運営委員会の委員の皆さんにおいて、書式についてチェックしていただきました。

その前に受付させていただいたときにも、文章的な内容というのは請願であって、どういった請願を出したかったら請願の趣旨に基づいて議論はされるであろうということがありますもので、文章について提出者にこのままでいいんですかというのも話はさせていただいてもらっています。

そういった中で、議論のやり取りが、この請願のタイトルと趣旨の中身を議論するのは、これは当然のことだと。それにおいて中村委員さんが補足的なことも言われますけど、結論的にはこれは公的に記録として残るものですから、請願及び請願の趣旨がきちっと整われておるとか、第三者に迷惑がかかるとか云々のことも含めてチェックしていただいて、皆さんの考えを前面に出して。先ほど村田委員さんが言われていることとかぶるかとは思いますが、そういった判断で公平に判断していただいたらいいのではないかなと思っています。

○南委員長 ありがとうございます。

他に質疑、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、取りあえず質疑を終結するという形で、先ほど中村委員さんから討論の申出がございましたので、討論を提案される方の挙手を求めます。

(挙 手)

○南委員長 可否同数であります。

ちょっとここで休憩をします。

○村田委員　　ちょっと待ってください、委員長。

　　討論って言うけどね、この請願を出されて、請願の中で私はこれは反対だとか賛成だとか、討論というのがおかしいんですよ。

○南委員長　　いや、これは……。

○村田委員　　討論じゃないですよ。

○南委員長　　討議です。すみません。

○村田委員　　うん、討議でしょう。

○南委員長　　すみません。

○村田委員　　討論と違いますね。

○南委員長　　すみません、間違えました。

○村田委員　　だから、討議ということは、この文面に対して向こうの趣旨に対して質疑があったり、疑義を感じたときにはこちらが言えるわけで、それに対して提出者がこちらに答える、これはそういうやり取りを言うんであって、そのほかにもまだありますけれども、討論と言ったら、もう本当の反対、賛成のやり取りですから、それはちょっとやめてくださいよ。

○南委員長　　すみません、今のは僕の間違いでした。

　　議員間討議でございます。

　　再度、議員間討議に賛成の方は挙手を求めます。

（挙　手）

○南委員長　　可否同数でございます。

　　ちょっとここで休憩します。

　　暫時休憩します。

（休憩　午後　３時１０分）

（再開　午後　３時２１分）

○南委員長　　それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

　　先ほど、中村レイ委員さんより討議のお申入れが、申入れというか提案がございまして、各委員さんの賛否を採ったところ、可否同数になりました。

　　私、委員長としまして、当然、討議の尾鷲市議会の申合せ事項といたしまして、討議の目的というのは、市の重要な課題等について合意形成に向けた議論を尽くすことにより、論点を明確にして議員間の共通理解を深め、市民に対しての説明を果たすことは大きな目的の討論の一つの趣旨だと理解をしております。

先ほどの質疑を聞いておりますと、旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願の紹介議員の中村さんより、この文面等についても説明があり、また、その説明に根拠があまり示されないではないかというような委員さんの声があり、双方の意見を委員長として聞いておりましたが、討議をしても双方の討議が成り立たないだろうと私といたしましては判断をいたしましたので、議員間討議は委員長として行いません。

採決のほうに入っていくと、もし各委員さんの思いがあれば、本会議の場において賛成討論、反対討論で市民の前に明確にさせていただく機会があるということで、そのように判断をさせていただきましたので、御理解を賜りたいと思います。

それでは、行政常任委員会に付託になりました各議案の採否の決定を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

付託になりました議案第64号、尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について、賛成の委員の挙手を求めます。奨学金貸与条例……。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員でございます。挙手全員で、可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第66号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第67号、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第69号、令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第

2号)の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第70号、令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第71号、令和3年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第2号)の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第72号、令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第73号、尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第74号、尾鷲市市税条例の一部を改正する条例等の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

次に、議案第75号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第12号)の議決について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員であります。

議案はこれで全部やった。

最後に、請願第2号、旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願についてであります。継続審査に賛成の委員ってみえますか、継続審査は。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　継続審査はおられないと判断をいたしまして、それでは、請願第2号、旧三田火力発電所跡地への野球場他スポーツ施設等の計画見直しを求める請願に採択すべきものとする委員の挙手を求めます。

(挙 手)

○南委員長　　ありがとうございます。

可否同数でございます。可否同数でございますので、よって、委員会条例第17条の規定により、本請願につきまして、委員長として不採択とすべきものと裁決をいたします。

以上でございます。

なお、委員長報告のほうにつきましては、いかがさせていただいてもらったらよろしいでしょうか。全ての議案についての委員長報告、この請願も含めて。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　それでは、本会議の場で明確にさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

長時間にわたりまして、御苦勞さんでございました。

なお、月曜日は休会といたします。

それと、最後に、16日にまた常任委員会、総合計画の最終報告ということでございますので、よろしくお願いをいたします。

本当にありがとうございました。

(午後 3時29分 閉会)